

第25回子ども虐待防止シンポジウム

『子どもの権利擁護センター(CAC)』はなぜ、必要なのか？

テレビ朝日福祉文化事業団助成事業

2024年1月13日(土)：学術集会〔逐次通訳付き〕

1月14日(日)：パネル・ディスカッション〔同時通訳付き〕



【会場】ラジオ日本クリエイト 会議室

神奈川県横浜市中区長者町5丁目85番地 三共横浜ビル 3F

ZOOMによるオンライン参加あり



<海外招聘講師>

Chris Newlin 氏：National Children's Advocacy Center (NCAC) 理事長

<ビデオメッセージ>

Victor Vieth 氏：Zero Abuse Project (ZAP), Chief Program Officer, Education & Research

Rita Farrell 氏：ZAP, Director, ChildFirst®

<日本人講師>

裏面プログラム参照

<司会・座長>

山田 不二子：認定NPO法人 チャイルドファースト

今回、海外招聘講師としてお招きするクリス・ニューリン氏には、2013年(平成25年)10月26日(土)・10月27日(日)の第16回子ども虐待防止シンポジウムでも「子どもの権利擁護センター(CAC)とは何か？」についてご講演いただきました。

あれから10年以上が経ち、その間、2015年10月から『協同面接』『代表者聴取』の運用が始まりましたが、残念ながら、日本ではCACの設置があまり進んでいません。

一方、欧州では、アイスランドを発祥とするBarnahusが、ニューリン氏が理事長をお務めのNational Children's Advocacy Center (NCAC)の支援を受けつつ、20年前から進めているPromiseプロジェクトが広がりを見せ、北欧はもとより、バルト三国や南欧にまでCACが設置されつつあります。さらには、イングランドやウェールズはCACモデルを採用していないにもかかわらず、つい最近、同じUKのスコットランドにもCACが設置されました。

このように、『子どもの権利擁護センター(CAC)』こそが、子ども虐待初期対応の解決策であることが世界中で立証されつつあるのに、日本はその解決策が存在することすら、未だに認知されていません。

日本は今こそ、世界で『CAC』がどのように子どもたちの役に立っているのかを知るべきです。そして、可及的速やかに、日本各地に『CAC』を設置していかなければなりません。そのためにも、『CAC』の本質的な重要性を学びましょう。

【参加費】 一般 15,400円 税込

会員 13,200円 税込

学生 5,500円 税込

※ 大学院生・研究生・有職学生は一般扱いとなりますので、学生料金ではご参加いただけません。

ホームページからお申込みください。



<https://symposium.childfirst.or.jp/>
お申込みを自己都合でキャンセルされた場合、ご入金いただいた参加費はご返金できませんので、予め、ご了承ください。

主催：認定NPO法人チャイルドファーストジャパン

共催：地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター（社会技術研究開発事業 SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム）

招聘講師紹介：クリス・ニューリン (Master of School Psychology, Licensed Professional Counselor) は、ナショナル・チルドレンズ・アドボカシー・センター(NCAC)の理事長としてNCACの陣頭指揮をとり、団体運営の責任を負っています。クリスはNCACだけでなく、全米および世界中で児童保護に関する研修や活動支援を担っています。NCACは、世界初の『子どもの権利擁護センター (Children's Advocacy Center: CAC)』であり、アラバマ州マディソン郡ハンツビルで子ども虐待の初期介入サービスを提供しています。

クリスは、司法面接者、アドボケイト、セラピスト、スーパーバイザー、理事長等として22年以上、CACで働いた経験を持ちます。世界30か国以上で、CACモデル、子ども虐待への多機関連携チーム(Multidisciplinary Team: MDT)対応、米国以外の国々におけるCAC設置、司法面接、子ども虐待対応のベスト・プラクティス等、子ども虐待と搾取に関するさまざまな研修を実施しています。クリスは、セントラル・アーカンソー大学で教育心理学の修士号を取得し、認定プロフェッショナル・カウンセラーの資格を持ち、ハーバード大学ビジネス・スクールのエグゼクティブ教育プログラムを修了しました。